

会津若松市議会政策討論会

議会制度検討委員会 最終報告書



平成 27 年 6 月 25 日

議会制度検討委員会

委員長	横	山	淳
副委員長	斎	藤	基
委員	成	田	眞
委員	大	竹	俊
委員	土	屋	一
委員	小	林	哉
委員	木	村	隆
委員	本	田	一
委員	後	藤	司
委員	小	倉	子
			江
			孝
			太郎

【 目 次 】

I	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
II	検討経過	・ ・ ・ ・ 1
	(1) 議会活動及び議員活動の見える化の推進	・ ・ ・ ・ 1
	① 先進事例研究及び専門的知見の活用	
	② 議会白書の発行	
	③ 今後の方向性	
	(2) 議会活動及び議員活動の検証・総括	・ ・ ・ ・ 3
	① 専門的知見の活用	
	② 議会活動・議員活動実態調査	
	③ 議員活動換算日数モデルとの比較	
	④ 協働型議会における3つの機能からの総括	
	⑤ 全体の総括	
	(3) 市民福祉向上に寄与する議会のあり方	・ ・ ・ ・ 10
	① 専門的知見の活用	
	② 委員間討議による集約	
	(4) 議員定数・議員報酬のあり方	・ ・ ・ ・ 14
	① 議員定数のあり方	
	② 議員報酬のあり方	
	(5) 市民との意見交換会を踏まえた再確認	・ ・ ・ ・ 27
	① 人口減少や税収の減少を踏まえた議員定数の検討	
	② 議員報酬に係る「生活給的な意味合い」の考え方	
III	今後の方向性	・ ・ ・ ・ 34
IV	次期議会への申し送り事項	・ ・ ・ ・ 34
V	取り組み経過一覧	・ ・ ・ ・ 37

I はじめに

討論会議会制度検討委員会では、平成 23 年 12 月 8 日の全体会で割り振られた 10 討論テーマのうち、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」に関して「議会活動、議員活動の検証と市民との情報共有のあり方について～議会の見える化とそのシステムづくり～」を問題分析の具体的テーマとして設定し、公募による 2 名の市民委員とともに、自主研究及び政策研究セミナーなどを通して、政策研究に取り組んできた。

これまでに、前期議会からの申し送り事項を踏まえながら、第 1 に、議会活動及び議員活動の見える化を推進し、市民との情報共有を図るとともに、第 2 に、議会活動及び議員活動の検証・総括を行い、現状の到達点や問題・課題の整理を行うこと、第 3 に、これらを踏まえた今後の議会のあり方について認識を深め、第 4 に、あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備である議員定数及び議員報酬のあり方について、一定の方向性を示すこと、以上 4 点について、議論を重ねてきたところである。

今般の報告は、平成 23 年 8 月の当市議会の改選以降、上記テーマについて当委員会が取り組んできた調査研究の現状の到達点を示すとともに、次期議会においても、不断の議会改革に取り組むことを通して、住民自治を促進し、市民福祉の向上に寄与し得る議会活動及び議員活動を推進していくことを要請し、当分科会の最終報告としようとするものである。

II 検討経過

(1) 議会活動及び議員活動の見える化の推進

① 先進事例研究及び専門的知見の活用

当委員会では、前期議会からの申し送り事項も踏まえ、議会が継続した議会改革に取り組み、活動を通して市政の発展や市民福祉の向上に寄与していくとともに、これらをよりわかりやすい形で市民のもとに届け、情報の共有を通じて市民との信頼関係を築いていくことの重要性を確認した。

このようなことから、議会活動や議員活動の見える化を効果的に推進する上での要点について理解を深めるため、北海道福島町議会の溝部幸基議長より、「議会白書の取り組み」について、さらには法政大学法学部の廣瀬克哉教授より、「議会活動・議員活動の見える化」についてご講演いただき、意見交換を行ったところである。

各セミナーの概要については、以下のとおりである。

ア 先進事例研究セミナー（平成 24 年 7 月 31 日）

テーマ：福島町議会における議会白書の取り組みについて

講師：北海道福島町議会 溝部幸基議長

北海道の福島町議会では、議会基本条例の規定に基づき、議会の取り組み状況や議会・議員の自己評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表している。

議会白書には、開かれた議会づくりの経過、本会議や常任委員会活動、活性度や公開度などといった多面的視点から見た議会活動状況のほか、資料として、議会による行政評価、議会報告会、議会基本条例諮問会議の答申、会議・行事等の出席状況、議会の評価・議員の自己評価の結果等が掲載されている。

多様な視点からの活動の整理、活動結果の報告、活動内容の評価などを体系的かつ詳細に掲載してあり、目を通すことにより、当該議会や議員の活動状況を住民がイメージし得るものであることから、住民との情報共有を図る手段として、有効に機能している点がうかがえた。

イ 政策研究セミナー（平成 24 年 11 月 14 日）

テーマ：議会活動・議員活動の見える化について

講師：法政大学法学部 廣瀬克哉教授

住民の議会への不満は、議会や議員の仕事が見えないことや、住民生活への議会の寄与を実感できないこと等に起因している点が示された。

議会は市民が求める市政の課題に係る論点情報を市民に適切に伝えること、また、議決や議決後のフォローアップまでも含めたプロセスを可視化することにより、成果を出していくなど、実際に行った事実（仕事）に基づいて市民から評価されるようにする必要があるとの話しがあった。

これらの内容を踏まえ、当委員会では、住民の生活や身近な問題に、議会がどのようにかわり、一定の結果を導出したのかという、住民生活に寄与する実質的な活動内容を住民に見えるよう意図していくことが必要である点を理解したものである。

② 議会白書の発行

北海道福島町議会の取り組みや法政大学の廣瀬克哉教授からのアドバイス等を踏まえ、当委員会では、市民の求める情報を適切に伝えていくことの重要性を認識するとともに、市民との情報共有を図るための手段として「議会白書」の活用が有効であるとの認識に至ったものである。

このようなことから、市民の議会への理解を促し、参加を得ながら進めていく協働型議会を実現するための1つの手法として、「見て 知って

参加するための手引書～会津若松市議会白書平成 25 年版」を平成 25 年 7 月に発行し、公民館や小中学校などの市内公共施設に設置するとともに、市ホームページに掲載した。また、平成 26 年 7 月には、平成 26 年版を新たに作成し、市内に全戸配布するなど継続的な取り組みを進めているところである。

③ 今後の方向性

今期議会では、市民が「見えない、わからない」とする議会活動や議員活動について、市民との情報共有を推進する一つの手法として、議会白書の作成に取り組んできたが、当市議会における議会活動及び議員活動の見える化はいまだ道半ばである。

今後も引き続き、市民が求める情報、市民と共有すべき情報とはどのようなものであるのか、絶えず検討していく必要があると認識するものである。現在、当市議会で作成している議会白書は、市民に議会の仕組みを知ってもらおうとともに、議会に参加してもらうための手引書としての活用を意図したものである。その一方で、議会改革も一定の広がりを見せ、議会が市民福祉の向上に実質的に寄与していくことが求められていることを踏まえれば、今後議会として取り組むべき重点テーマに焦点を当てた掲載やこれらに対する活動報告など、市民と議会が市政に係る重要論点について情報共有し、コミュニケーションを図るための媒体として、議会白書を活用していくことも、今後検討すべきであると認識するものである。

(2) 議会活動及び議員活動の検証・総括

① 専門的知見の活用

当分科会に割り振られたテーマである「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について具体的な議論を進める上での視座・視点を得るため、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授よりご講演いただき、意見交換を行ったところである。

ア 政策研究セミナー（平成 26 年 3 月 28 日）

テーマ：議員報酬や議員定数を巡る議論の到達点と課題

講師：山梨学院大学法学部 江藤俊昭教授

セミナーでは、住民自治の根幹としての議会が問われており、議員報酬や議員定数についても住民自治を充実させるための条件として議論すべきであることが示されるとともに、住民自治の実現に向けて、多様な市民の議会への参加、十分な討議の実践などにより議会力の向上が図

られているのか、市民に説明していく必要があることが示された。

これらを踏まえ、当委員会では、議員報酬や議員定数の検討に当たっては、削減ありきで議論するのではなく、政策課題への対応などを通して、議会が市民生活に寄与していくための条件整備として議員報酬や議員定数のあり方を検討すべきであり、また、これらについて、市民とも情報共有を図りながら議論していく必要があるとの認識に至ったものである。

このようなことから、本市議会の目指すべき議会活動、議員活動に対する到達点を認識することにより、現状の問題・課題等を抽出するとともに、今後の方策を検討し、さらには新たな議会のあり方について市民とともに議論していくため、平成22年12月に前期議会において取りまとめた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告」（以下「最終報告」という。）の内容を踏まえ、現状の議会活動及び議員活動を検証し、総括することとしたものである。

② 議会活動・議員活動実態調査

本市議会が志向する協働型議会の実現に向けた取り組みについて検証するため、最終報告における「議員活動換算日数モデル」と本市議会及び議員の活動量の比較検討を行った。

これは、実際の議員（議会）活動量と議員活動換算日数モデルとの比較を通して、議員活動の現状とあるべき姿の差異を踏まえながら、議会活動及び議員活動の実態から現状の成果、課題を明らかにし、課題解決に向けた今後の方策について検討しようとするものである。議員活動換算日数モデルとの比較においては、「活動量が多ければよい、少なければ課題がある」という量ありきの検証をするのではなく、本市議会で当初想定していた一般的な活動量（モデル）との差異がどのような原因により生まれているのかを、活動実態とも照らし合わせながら検証するとともに、検証結果を踏まえ、本市議会の志向する協働型議会における3つの機能（市民参加機能、監視機能、政策立案機能）から、議会活動及び議員活動の到達点について総括をしたものである。

③ 議員活動換算日数モデルとの比較

議会活動及び議員活動全体の活動量は、モデル値の1,312時間に対し、実績値で946時間という結果であった。

差異が生じた主な原因として、まず、本会議（臨時会含む）や全員協議会、常任委員会協議会など、主に市長側の提出案件の内容や量により活動時間が決まる性格性の会議において、想定した時間に至らなかったことが挙げられる。次に、議会の主体的な活動である政策討論会全体会、分科会

などの取り組みが、想定した活動時間に至らなかったことなどが挙げられる。

議会活動に付随する議員個々の活動に目を向けてみると、一般質問や政策討論会分科会に付随する調査研究などは、モデル値を超えるなど一定程度取り組んでいるものと考えられるが、議案等調査など団体意思の決定（議決）に影響する活動がモデル値に至らなかった。

個別具体的に議員個々の活動を見てみると、実態調査の提出者 15 名のうち、三分の一にあたる 5 名の活動実績の平均が、1,231 時間と、モデル値に近い活動量となっており、本市議会の志向する取り組みを推進する中で、一定の活動量を要してきた点を確認したところである。

④ 協働型議会における 3 つの機能からの総括

上記のとおり、議会活動及び議員活動量及び活動実態について、議員活動日数モデルとの比較を通して検証してきたところである。

これら個々具体的な議会活動及び議員活動の検証結果を踏まえ、本市議会の志向する協働型議会における 3 つの機能の視点から現状の到達点を捉え、以下のとおり総括したものである。

ア 市民参加機能

㊦ 現状

市民参加機能に係る活動については、地区別意見交換会が年 2 回、各 15 地区で開催され、地区の問題、課題を吸い上げ、議会活動に反映する場として、また、議会の活動状況の報告などをする場として定着してきている。

また、請願や陳情の審査過程において、請願者などに対し参考人として出席を要請するなど具体的な案件の審査段階においても市民参加の機会を確保しているところである。

このように、地区別意見交換会や参考人制度の活用により、議会への一定の市民参加が図られており、もとより市民が関心を持つ特定の地域課題などについては、市民との議論を通して得られた考えに基づき、委員会や議会の意思を表明し、市政への一定の関与をしてきたものと考えられる。

㊧ 問題認識

しかし、地区別意見交換会への参加者は、各地区の区長など一部の市民が中心であり、一般的な市民からは、いまだに議会の活動は見えていない、わからないとの指摘もあるなど、老若男女の区別なく、多様な市

民が議会に参加するまでには至っていない状況にあると思われる。また、多様な市民が議会に参加する入り口として、議員個々の活動は重要な機能であるが、議会活動・議員活動実態調査を踏まえた討議において、一部委員より、議員の市民相談対応に係る活動が十分ではないとの指摘もなされたところである。

⑤ 方策

多種多様な政策課題の解決に向けては、当該課題との関連性が密接な市民のニーズ、意見を把握する必要があるが、この点については、議員活動と議会活動の両面からの取り組みが必要であると考えられる。

議員一人一人は、多様な市民の代表として、個々の活動を通して、多様な市民ニーズを把握するため、政策課題に係る論点を市民に提供し、議論を喚起するなど、市民とのかかわりを充実する必要がある。また、議会活動においても、政策課題の解決に向けて、議会が何のために、いつ、どのような市民から、どのような意見等を得たいのかということを確認し、市民に対して意識的に働きかけ、議論する必要があることから、多様な市民参加を可能とする機能を拡充する必要がある。当市議会で制度化している分野別意見交換会は、これらの具体的な手法の一つであり、目的や対象者、論点などを明確にして議会から市民に働きかけるための手段として、より効果的に活用していく必要がある。

このような活動を通して、市民生活にかかわる地域課題を議員や議会が積極的に市民のもとに届け、市民との議論を喚起するとともに、これらを踏まえた政策立案、監視に取り組むこと、さらにはその成果を再び市民に届けることを通して、市民みずからが市政にかかわっているという実感を得られることが、市民の市政への関心を高め、議会への参加、ひいては住民自治のさらなる促進につながるものと考えられる。当市議会としては、このような市民と議会との関係を構築していくことを念頭に置きながら、議会活動及び議員活動に取り組むとともに、多様な場面、手法での市民参加を可能とする機能を意識的に拡充していく必要があると認識するものである。

イ 監視機能

㊦ 現状

監視機能に係る活動については、平成 25 年度に予算決算委員会が新たな常任委員会として設置され、決算審査を通じた政策評価の実施、さらには当該評価を踏まえた次年度予算の審査など予算審査と決算審査を連動させた取り組みが行われており、要望的意見の付与や決議の議決

がなされている。

活動量の視点から監視機能に係る取り組みを見てみると、常任委員会及び予算決算委員会分科会など、議案等審査に係る議会活動（会議）はモデル値と同等の取り組みがなされているが、その前提となる議案調査など、議員個々の活動量はモデル値より少なかった。

④ 問題認識

監視における活動実態からは、議案等審査において、個人の論点に基づく個人による質疑は活発に行われているが、委員会や議会全体で共有された問題認識に基づく重層的な質疑や討議が十分になされていないとの指摘がある。議会が適切に議決責任を果たすとともに、市民に議論の経過や結果を明らかにし、説明責任を果たすためには、論点の共有化やそれに基づく討議の活性化が不可欠であり、これらの前提となるものが、議案等調査などの議員活動であると考えられる。議員各々が、議案等の調査研究を通じて、当該議案にはどのような問題があるのか、質疑を通して何を明らかにすべきなのかといった問題認識を持ち、さらにこれらを共有化して審査に望む必要がある。

⑤ 方策

このような点を踏まえれば、監視機能の中心的役割を果たす議案等審査に付随する議案等調査のさらなる拡充と、当該調査を前提とした論点の抽出・共有が監視機能を高める上で重要であることを認識したものである。この点については、議案配布から審査に至るまでのスケジュールなど議会日程の問題や、各委員会で所管する審査量の問題など、システム的な問題も認識するところであるが、そもそも当市議会の志向する議会活動像を総体的に捉えれば、「日常的な活動を要する」という点について再確認したところである。

また、委員会等の審査の前提として、常任委員会委員単位で論点抽出の打ち合わせを行っているが、このような場においても、議員個々の論点を踏まえながら、意識的に委員会や分科会としての論点を形成するといった視点が必要である。各議員による十分な議案等調査はもとより、政策討論会分科会等における調査研究を通して議員間で共通認識に立った考えや、市民との意見交換会などをはじめとした、市民との交流の中で生まれてきた問題認識などを前提としながら、議員間での論点の共有化に努め、議員一丸となった重層的な質疑の展開や争点の明確化、討議の活性化により審査の充実を図ることが、監視機能の強化につながるものと考ええる。

ウ 政策立案機能

㊦ 現状

今般の活動量調査結果を概観してみると、政策討論会分科会や一般質問に付随する議員活動がモデル値を上回るなど、政策立案に資する議員個々の活動が活性化してきているものと考えられるが、その一方で、政策討論会全体会や分科会の会議は、回数、時間数ともにモデル値には届かず、また、政策形成の過程で重要な役割を果たす分野別意見交換会は、調査対象とした平成 25 年は開催されなかった。

㊧ 問題認識

このような量的側面から見た活動結果を踏まえつつ、これまでの活動実態から捉えると、個々の調査研究を前提とした一般質問による政策提案や、常任委員会における要望的意見の付与、決議の議決などにより、市政への一定の関与をしてきたものと考えられるが、政策討論会全体会などの活用を通して議会全体で一つの政策課題への認識を共通のものとし、これを解決するための政策を練り上げ、議会提案による政策条例を議決するなど、市政に決定的に関与するまでには至っていない。つまり現状においては、議員個々の活動は活性化されつつあるものの、これらが二代表制の一翼を担う「機関としての」取り組みには十分波及していないものと捉えられる。

また、毎定例会 20 名前後の議員が行っている一般質問は、市民との対話や調査研究に基づく議員個々の政策提案としての機能も有するが、これらが個人的な提案にとどまり、議会としての政策立案に十分生かされていないとの指摘がなされたところである。

㊨ 方策

ここで重要と考えられるのが、政策立案における目標設定と目標達成に向けたプロセスの議員間での共有である。政策立案は一朝一夕に出来るものではない。目標を定め、これを共有し、計画性を持ちながら達成に向けて適切なプロセスを踏んでいく必要があると考えられる。当市議会の取り組みにおいては、明確な目標の設定や目標達成に向けたプロセスの理解・共有が十分ではなかったものと考えられる。どのような目標を立て、何をどのように進めていくべきかを明らかにするとともに、これらを議員間で共有することにより、議員個々の調査研究活動の目的が明確になるとともに、政策的支援（専門的知見の活用等）や分野別意見交換会などの活用目的も明確になり、これらをもとにした議論も活性化するなど、政策立案機能の向上にもつながるものと考えられる。

また、多様な市民意見を背景にした議員個々の政策提案を議会としての政策立案に生かしていくという視点も重要であると考えられることから、これらを可能とするあり方について、検討していく必要がある。

このようなことを踏まえ、本市議会としては、政策立案機能のさらなる向上を図るため、活性化されつつある議員個々の活動やそこで得られた認識を、議会活動を通して二元代表制の一翼を担う「機関としての」取り組みに昇華させることを念頭におきながら、政策課題の解決に向けた目標を設定し、その共有化に努め、これらを踏まえた議会活動を計画的に推進していく必要があると考える。

⑤ 全体の総括

以上のとおり、議会活動及び議員活動量の実態を踏まえ、協働型議会における3つの機能から現状、問題認識、今後の方策について検討したところであるが、これらを踏まえ、さらに総合的・大局的な視点から、本市議会の活動について総括を行ったものである。

ア 市民福祉の向上への寄与

議会活動及び議員活動量の調査により、全体の活動量については、モデル値を下回る結果となった。活動量を踏まえた機能別総括においては、さまざまなツールを活用して一定の取り組みを行ってきたものの、これらがまだ市民には十分に届いていない、十分な評価を得ていないとの認識に至ったところである。

住民からの評価を得ていくためには、議会が市民の声に寄り添い、地域課題を共有するとともに、その方策をともに考え、一定の方向性を示していくなど、地域課題の解決に向けて積極的に関与していく必要があり、市民福祉の向上にどのように寄与すべきなのかといった視点を念頭におきながら、議会活動及び議員活動に取り組む必要があると考えられる。

イ 議員活動の常勤的な活動の必要性

機能別総括を踏まえれば、本市議会が市民福祉の向上に寄与していくためには、多様な市民参加機会の確保、政策討論会の活性化、委員会審査等における重層的な質疑や討議の充実など、各機能ともに、さらなる活性化が必要であり、これら議会活動に付随する議員活動もおのずと量的拡大が必要になるものと考えられる。このようなことを踏まえれば、本市議会議員の活動は、夜間など非常勤的な活動で十分に対応することは困難であり、日常的（常勤的）な活動を要請されるものであると考えられる。

ウ 機関としての取り組みの充実

政策立案機能や監視機能の総括において、議員個々の活動や問題認識が、議会（機関）としての取り組みに十分反映されていない点を確認してきた。二元代表制の一翼を担う議会が、その役割を適切に果たすため、機関としての権能を十分に発揮することを意識した取り組みが必要であると考えられる。

(3) 市民福祉の向上に寄与する議会のあり方

① 専門的知見の活用

議会活動、議員活動実態調査による活動量的な視点を踏まえた検証・総括を通して、現状の問題・課題を捉え、多様な視点からの取り組みの拡充を図る必要性について認識を深めてきたところである。

その一方で、本市議会における議会活動や議員活動がまだ十分に市民生活に寄与していないとの認識から、市民に対する「成果」という視点から当該活動のあり方を検討すべきとの考えが委員会において示されたところである。

このようなことから、本質的な成果の捉え方について理解を深めるため、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授より、「市民の負託に応え得る議会活動及び議員活動のあり方」についてご講演いただき、意見交換を行ったところである。

セミナーの概要については、以下のとおりである。

ア 政策研究セミナー（平成 26 年 8 月 23 日）

テーマ：市民の負託に応え得る議会活動及び議員活動のあり方

講師：山梨学院大学法学部 江藤俊昭教授

セミナーでは、地方分権改革により、地域経営の自由度が高まっている中で、議会は、機関としての役割を果たすことが求められている点が示された。また、議会活動及び議員活動に当たっては、市民福祉や市民満足度の向上といった視点から、活動の成果を捉えるべきであること、政策過程全般に市民参加を組み込むなど、市民との新たな関係を築くこと、また議会活動や議員活動に対し、多様な視点から評価を得ながら、成果や課題を整理し、さらなる取り組みに反映することの必要性などが示されたものである。当委員会としては、議会改革はもとより、これを踏まえ、議会が政策課題の解決に寄与し、市民福祉の向上に寄与するなど、成果を継続的に生み出すことのできる活動・仕組みを構築すること

の必要性を認識したところである。

② 委員間討議による集約

山梨学院大学の江藤俊昭教授より、市民の負託に応え得る議会活動、議員活動のあり方についてご指導いただき、当該活動の推進に当たっては、市民福祉の向上に寄与するという議会の役割を十分に踏まえるとともに、市民満足度の向上といった視点から活動の成果を意識することの重要性を認識したものである。これらを踏まえれば、議会活動及び議員活動に当たっては、住民満足度の向上につながる成果をどのように捉え、またこの成果を上げるためにどのような考えに基づく取り組みをすべきかを明らかにするとともに、これらに基づき活動した内容を検証し、成果や課題を整理し、さらなる取り組みに反映するなど、成果を継続的に生み出すことのできる活動・仕組みが必要であると考えられる。このようなことを踏まえ、市民福祉の向上に寄与する議会のあり方について、以下のとおり委員会の考えを集約したものである。（概念図は図1のとおり）

ア 市民福祉の向上に寄与するため、計画的な活動を推進する議会

議会運営の継続的改善（議会改革の取り組み）は、それ自体が目的ではなく、議会運営に市民参加を組み込み、市民意見を踏まえた意思決定を可能とすることにより、住民自治を促進し、市民福祉の向上に寄与しようとするための取り組みであると考えられる。

つまり議会は、議会運営の改善に取り組むだけでなく、その結果により充実した機能等を活用して、監視や政策提案などに取り組み、政策課題の解決を図るなど市民福祉の向上に寄与することが求められている。

政策課題の解決に向けた取り組みと、その条件整備としての議会運営の改善といった関連する2つの取り組みを着実に進めるため、当該取り組みに係る目標や目標達成のための具体的な活動内容、さらにはこれらの進捗を管理・評価するための指標等を明らかにし、計画的に取り組む必要がある。

イ 政策過程全体に市民参加を組み込む議会

市民自身が政策の立案、決定、監視、評価等にかかわり、市民本位の市政が運営されていくことが、市民満足度や市民福祉の向上、ひいては住民自治の促進につながるものと考えられる。このような視点に立てば、政策過程における目標設定段階や評価の段階も含め、政策過程全体に市民参加を組み込み、これらを踏まえた意思決定を議会がしていくことが重要である。また、案件の内容、参加の目的などに応じて、適切な市民参加の手法を活用する必要がある。

ウ 議会の見える化を促進する議会

市民参加機能のさらなる拡充に加え、議会白書や議会広報の活用、ICTの活用による情報共有の推進などを通して、議会の見える化を促進することにより、議会について市民にわかりやすく提供し、議会への理解や参加を促していく必要がある。議会のあり方について市民とともに考え、絶えず改善していく過程で、市民と議会との信頼関係が構築されるものと考えられる。

エ 多様な視点から評価を行う（受ける）議会

議会活動・議員活動の現状の到達点を理解し、さらなる改善につなげていくためにも、議会・議員による自己評価にとどまらず、有識者等による評価、議会モニター等市民による第三者評価など、多様な主体による評価を得ることにより、総合的な視点から議会の現状を捉えることができる。また、活動計画や活動内容、活動結果や成果など多様な段階で評価を得ることにより、活動過程における問題・課題の所在を明らかにしていくことも重要であると考えられる。

オ 執行機関と善政競争をする議会

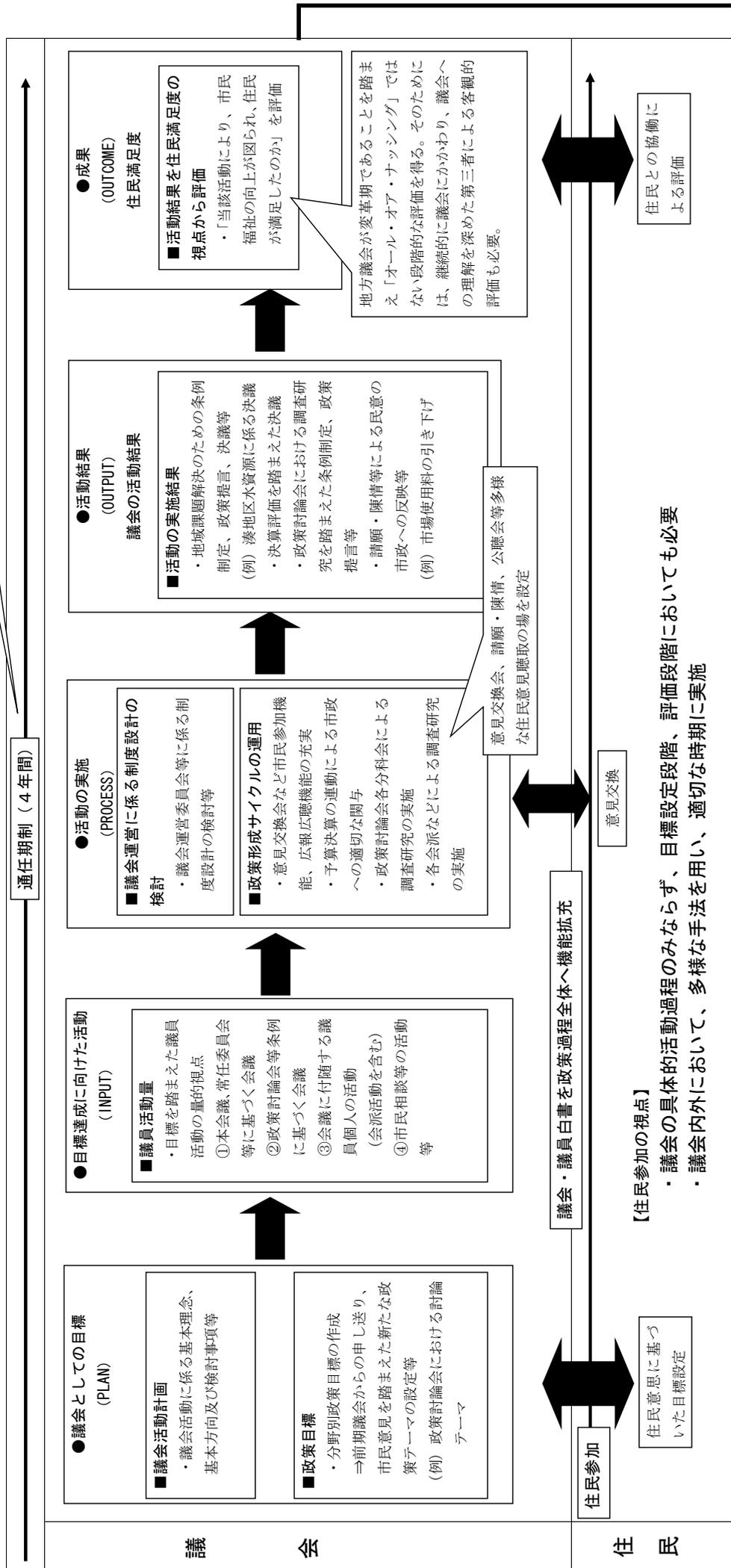
議会は、多様な市民の声を市政に多様に反映しうる合議機関として、執行の論理とは異なる住民目線、縦割りに対する総合性など、執行機関とは異なる視点から市政にかかわることが期待されている。このようなことを踏まえれば、議会は執行機関の提案を追認するのではなく、住民の声を聞き、総合的な視点からそのあり方を見通し、執行機関と善政競争するとともに、決定した内容に係る説明責任を適切に果たしていくことが求められている。

カ 任期を見通した政策形成サイクルを作動させる議会

議会が二代表制の一翼としての役割を果たしていくためには、さまざまな視点から地域の課題を捉え、短期、中期、長期といったさまざまな期間設定のもと、課題解決に向けた取り組みを進める必要がある。また、定例会ごとや年度ごとに活動を総括し、次期に生かしていくという視点を持つとともに、議員任期を見通した活動を想定し、議会活動を推進する必要がある。

任期を一つのサイクルとしてまわすイメージ

図 1 市民福祉向上のための協働型議会のあり方



議会と住民との新たな関係の構築

- 議会活動の目標設定から活動評価まで、政策過程全体にわたって住民がかかわる住民とともに歩む議会
- 多様な手法を用いて、多様な住民の意見を聴取し、議会への参加を促進
- 議会モニターなど住民（第三者）の継続的な議会活動への関与による議会への理解促進（議会活動の第三者評価、報酬・定数等の議論への発展）

次期議会へのフィードバック

- 通任期制の総括による問題・課題と議会改革のネクストステージの展望についての申し送り

(4) 議員定数・議員報酬のあり方

① 議員定数のあり方

議員定数については、「目指すべき議会像を実現するための条件整備」として位置づけてきたことから、これまで共通認識を深めてきた議会活動、議員活動に係る現状の到達点や、住民自治を促進し、市民福祉の向上に寄与しようとする今後のあり方などを踏まえつつ、「当市議会の志向する協働型議会における機能（市民参加機能、監視機能、政策立案機能）を高めるためには、議員定数がどうあるべきか」といった視点から、3つの機能別に論点を設定し、検討したところである。

また、検討に当たっては、議員定数を目指すべき議会の機能を担う「議会の資源」の一つとして捉え、市民参加力や議員・議会補佐機能など他の資源の現状や今後の見通しも踏まえながら、議会全体の力（議会機能）を維持・向上するための議員定数のあり方を検討したところである。

【議会の機能と資源の関係性】

Y （議会の機能） = $Y1$ （民意吸収機能） + $Y2$ （監視機能） + $Y3$ （政策立案機能）

||

||

X （議会の資源） = $X1$ （議員定数） + $X2$ （市民参加） + $X3$ （議員・議会補佐機能）

①協働型議会の機能を議員定数、市民参加、補佐機能といった資源で担う。

②議員定数の検討は、他の資源がどの程度活用可能なのか等、他の資源の現状、展望なども踏まえながら、検討する必要がある。

機能別の論点とその検討結果は、以下のとおりである。

■民意吸収機能

議会への市民参加を高める取り組みについては、議会活動及び議員活動の検証・総括において、議員個々の市民相談に係る活動のさらなる拡充が必要であること、市民との意見交換会への出席者の属性が固定化されていることなどを踏まえ、多様な市民の議会への参加については、まだ課題があることを確認してきた。その一方で、市民福祉の向上に寄与する議会のあり方として、市民参加の促進につながる議員活動をさらに拡充していくことを基本とし、議会活動においても政策過程全体に多様な市民参加を組み込み、市民との議論を踏まえた意思決定をするとともに、それらに対する評価も受けながらさらなる改善を図り、市民生活に実質的に寄与する議会を目指すことを確認してきた。

このような議会を実現していくためには、監視や政策立案を行うプロセスにおいて、多様な民意を吸収し得る機能を拡充すると同時に、これらの機能を活用し、対象案件に関連する市民の参加を得ながら、市民目線に立った監視や政策立案を行うことが必要になる。

このように、市民との新たな関係を構築し、民意吸収機能をさらに高め、市民の期待に応えていくためには議員定数はどうあるべきかについて、以下のような論点を踏まえ、委員間討議をしたものである。

【論点の整理】

(1) 少数意見も含めた多様な意見を吸収しうる議員定数とはどうあるべきか。	
現状維持すべき	削減すべき
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域に埋もれている意見や少数意見なども含めて、多様な民意を吸収することは、多様な市民の代表として自治体の意思決定に関与する議員の責務である。 ● 議会として民意吸収に資する機能（制度）を拡充し、活用していく必要があることを踏まえれば、これらの担い手である議員を減じることが民意吸収機能の低下につながる可能性がある ● 当委員会は民意吸収が十分ではないという現状認識に立っている。民意吸収を高めるためには、議員から市民へのアプローチ（議員活動の拡充）も必要であることを踏まえれば、議員定数を減じるべきではない。 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議員定数を減らした方が、議員の競争意識や質が高まり、民意吸収機能は高まる。 ● 合併後人口が減少しているも勘案すれば、市民の声が減っているとも考えられる。 ● 仮に定数を削減しても、議員活動をふやすことによって、民意吸収機能を維持できるのではないか。
<p>【討議経過及び結果】</p> <p>当該論点については、「地域に埋もれている意見や少数意見なども含めて、多</p>	

様な民意を吸収することは、多様な市民の代表として自治体の意思決定に關与する議員の責務である。議員は今まで以上に能動的に市民の声を聞くため、市民相談等の活動を拡充する必要があり、さらには議会として民意吸収に資する機能（制度）を拡充し、活用していく必要があることを踏まえれば、これらの担い手である議員を減じることは民意吸収機能の低下につながる可能性がある」との考えについて、複数の委員より同一趣旨の意見が示されたところである。

その一方で一部委員より、「議員定数を減らした方が、議員の競争意識や質が高まり、民意吸収機能も高まる」「議員活動を拡充すれば、民意吸収機能を低下させずに議員数を削減できる」などの考えが示されたが、その他の委員より、「当委員会では、現状の議会活動及び議員活動を踏まえ、民意吸収機能に係る問題認識を深めた結果、当該機能の向上に向けて、議員一人一人の活動や機能（制度）のさらなる拡充が必要であると総括してきた。それにもかかわらず、その担い手である議員の定数を削減するということが、なぜ民意吸収機能の向上につながるのか」と定数削減による民意吸収機能向上の論拠の妥当性について、疑問が示された。

このような議論も踏まえ、意見集約をしたところ、一部委員より定数削減の考えが示されたが、少数意見も含めた多様な市民意見の吸収の必要性、現状の総括による課題認識等を踏まえれば、「現行の定数を維持し、民意吸収機能の向上に向けて取り組むべきである」との考えが大勢を占め、**一部委員を除き、現行の議員定数を維持すべきである点について一定の集約が図られた。**

(2) 多様な意見の吸収機能を市民が議員に代わり担うことができるか。	
担うことは困難	担うことは可能
【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加機能を高めていくことは当然必要であるが、選挙で選ばれ、市民の代表として多様な声を議会に届ける役割を担う議員といわゆる一般的な市民は、そもそもの役割が違うものであることから、市民が議員の代わりに民意吸収機能を担うことは困難である。 	【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ● 特になし
【討議経過及び結果】 当該論点については、「議会への市民参加は当然促進すべきであるが、いわゆる一般市民として、意見交換会や参考人制度等を通して議会に参加し、市民の声を議会に届けることと、これら多様な市民の声を一定集約し、議会活動に反映していくことは、性質の異なるものである。 民意吸収機能の担い手としては、幅広い市民意見を議会に反映する必要があることから、多様な意見の吸収機能は、多様な市民の代表として選出され、一定の責務を有する議員がその役割を果たすべ	

きであり、一般の市民がその役割を担うことは困難である」との考えが集約された。

■監視機能

監視機能に係る総括では、議案等調査のさらなる拡充や、委員会審査等における論点を明確にした重層的な質疑や活発な討議に係る課題を確認してきた。

監視機能を高め、議会が市民福祉の向上に寄与していくためには、議会は執行の論理ではない、議会独自の視点（市民目線、総合的視点）から監視を行い、市民にとってより良い議決をし、その経過と結果に係る市民への説明責任を適切に果たすことが求められる。

このようなことから、監視機能の中心的な役割を果たす委員会審査の充実を念頭に、①審査の前提としての調査研究の充実 ②多様な観点を踏まえた討議の充実 ③充実した討議による結論（議会での議決の前提）の導出 を可能とする議員定数を、委員会のあり方と関連付けながら検討してきたところである。

【論点の整理】

(1) 多様な政策課題に係る執行機関の取り組みを総合的な視点から監視するために必要な委員会数 ⇒適切な監視をするための妥当な政策分野の範囲から委員会数を考える。	
現状維持すべき	委員会数を減らし、政策分野を広げるべき
【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ● 審査の前提として、案件に係る調査研究等の活動を十分に確保する必要がある。現状において議案等調査に係る活動の確保に課題があり、さらに議員活動を拡充する必要があることを踏まえれば、委員会数や各委員会の政策分野の範囲は、現状を維持することが妥当である。 	【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会で適切な監視をするためには、より広範な視点から審査する必要があることから、委員会数を減らし、一委員会当たりの政策分野の範囲を広げることが妥当である。
【討議経過及び結果】 <p>当該論点においては、監視機能の現状を踏まえれば、「現行の委員会数や政策分野の範囲を維持した上で、調査研究を拡充すべきである」との考えが複数の委員より示された。これに対し一部委員より、「より広範な視点から審査するため、委員会数を減らし、一委員会当たりの政策分野の範囲を広げるべきである」との意見が示された。しかし、他の委員からは、「そもそも一つの案件を審査する際に、広範かつ多面的な視点から審査を進めることは当然であり、委員会の守備範囲を広げなければ出来ないという話しではない。現行においても、議員個々の調</p>	

査研究や会派での調査研究により、多面的視点を養うことは十分可能であるし、一般質問や総括質疑等の機会も担保されている。むしろ、一委員会当たりの守備範囲を広げることにより、議案等の調査研究が行き届かなくなり、監視機能の低下を招きかねない」との考えが示され、**一部委員を除き、概ね現行の委員会数を維持すべきとの考えが集約された。**

(2) 委員会で充実した討議をするためには、1委員会当たりの議員数はどうあるべきか。

現行の議員数を維持すべき	議員数を減らすべき
--------------	-----------

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 充実した討議をする上では少数意見も含めた多様性を担保できるか、また、それにより争点を形成できるかが重要であり、さらには最終的に一定の集約の上意思決定をしていくことのできる人数を考えると、現行の7、8人程度が委員数として妥当であると思われる。 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な意思決定という観点から、討議する人数を減らすべきである。 ● 7、8人が討議に適しているという考えに明確な根拠はない。 ● 市内の一部民間企業では、5人程度で経営方針等を決定している。民間企業も市も限られた資源で最大の効果を得るということが大事である。
---	--

【討議経過及び結果】

当該論点については、まず充実した討議に不可欠な要素として、市民の多様な意見を踏まえた議論がなされているということが担保されるべきであり、迅速に意思決定することも重要であるが、それが第一に優先される事項ではないという点を確認した。

その上で、一部委員から、「委員会での討議は学識経験者の見解などを踏まえ7、8人が妥当であるとしてきたが、現行の7、8人でうまく機能していないことを踏まえれば、妥当性を説明できないのではないか」との意見や、「市内の一部民間企業では5人程度で経営方針を決定している」等の意見が出され、1委員会当たりの議員数を減らすべきとの考えが示された。

これに対し、その他の委員から、「まず、活動の総括において、充実した討議の実現に向けての問題は、議案調査やそれを踏まえた論点の抽出など、いわゆる討議に臨む前段の準備が十分ではなかった点にあることを確認してきたはずである。また、これらの課題がある一方で、これまでに充実した討議に至ったケースもあり、これを振り返ってみれば、討議において多様な観点が示され、論点や争点を明らかにした議論がなされてきたことを踏まえれば、討議を充実させるための要素は、現行の人数において担保されているものと考えられる」との考えが

示されたところである。

以上のような議論を踏まえ、意見集約をしたところ、一部委員より、「討議に適した委員数の妥当性を説明できる根拠はないことから、当該論点に係る定数のあり方を結論づけるべきではない」との意見が出され、全体の合意には至らなかった。しかし、課題とされている議案調査、論点抽出などの事前準備が整った時には、現行の委員数において、少数意見も含めた多様な観点が示され、論点、争点が形成され充実した討議に至っていること、さらには討議に参加する人数を減じることで、これらの要素が向上するという根拠に乏しいことなどから、**当該論点については、一部委員を除き現状を維持すべきであるとの考えが集約された。**

(3) 討議に当たり、議員の役割を市民が補完することで、議員数を削減できるか。

市民参加機能の拡充により、補完機能を高めることは重要であるが、議員数は維持すべきである。

議員の役割を市民が補完できし、それにより、討議における議員数を減らすことが可能である。

【主な意見】

- 多様な市民意見、多様な観点を背景にした討議を充実させて、自治体としての意思決定に寄与していくためには、市民の代表として選挙で選出され、一定の責務を有する議員が一定数必要である。監視機能を高める上で、議会への市民参加を促進すること（すなわち補完機能を高めること）は当然重要であるが、そのことと、市民が、市民の代表としての責務を有する議員を代替するということは、意味合いが異なることから、議員数は維持すべきである。

【主な意見】

- 選挙で選出された議員を市民が代替することはできないが、議員の代わりに討議に参加し、補完機能を果たすことはできる。
- 市民意見を踏まえた討議を充実させるためには、議員を減らして討議に市民を加えるべきである。

【討議経過及び結果】

当該論点についてまず当委員会では、市民と議員の役割について「議員は議会への市民参加を得ながら、これらを踏まえた意思決定をしていく必要があるが、そもそも選挙で選出され、議会の意思決定に直接かかわる議員と市民の役割は根本的に異なるものである」という点を確認した。

その上で、討議をする上での市民による補完のあり方について検討したところである。ここでは、議会は、例えば市民との意見交換会をはじめ、参考人制度や公聴会等の利活用、さらには当委員会に見られる議会活動への市民の参画等により、市民参加機能（すなわち、市民による補完機能）を高める必要がある点については共通認識に立ったものである。

しかし、「これらの機能が議員を補完しても代替することは困難であることから、最終的な討議及び意思決定には相応の議員数が必要である」との考えが集約された一方で、一部委員より、「法律上の扱いや権限上は市民が議員を代替することは困難であるが、討議に加わるという実務上はそれが可能である（これを補完と捉える）ことから、これまで討議を担っていた議員の役割の一部を市民が担うことにより、議員定数を減じることができる」との意見が示された。このような考えに対しては、民意吸収機能と同様に、**「多様な市民の代表として多様な観点を討議に反映する議員と一般市民とでは、果たすべき役割・機能に違いがあることから、討議の充実に向けて市民による補完機能を高めることは重要であるが、議員を減らして、その役割を市民が担うことは妥当ではない」との考えが示され、一部委員を除き一定の集約が図られたものである。**

■ 政策立案機能

少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、地方分権の進展など、地域の課題に対応する地方自治体の役割は日々大きくなっている。このような中で、多様な政策課題に対し、議会が市民の声を踏まえながら課題解決に取り組み、市民福祉の向上に寄与していくことが求められている。これまでの総括において、本市議会の政策立案機能については、市民との意見交換会を起点として、政策討論会などの検討組織で調査研究を行い、これらを踏まえながら、政策課題に対する機関としての意思を表明することなどしてきたものの、根本的な政策課題の解決につながるような政策提案にはまだ至っていないという点を確認してきた。また、今後の議会のあり方として、議会が市民福祉の向上に実質的に寄与していくためには、政策課題の解決に向けた目標を設定し、多様な市民参加を組み込みながら計画的に政策立案に取り組むことを通して、市民とともに政策を練り上げ、課題解決を図っていくべきであるということも確認してきたところである。これらの取り組みを推進していくためには、議員一人一人が、政策課題を的確に捉え、十分な調査研究に取り組み、市民との意見交換や議員間討議を通して、議会としての政策立案に能動的に関与していく必要がある。これらを可能とする議員定数はどうあるべきか。

【論点の整理】

- (1) 多様な政策課題に対応できる検討主体の確保
⇒多様な政策課題に対応するためには、検討主体の数はどうあるべきか。
⇒各主体が政策立案をする上での適切な議員数はどうあるべきか。

【主な意見】

- 政策立案機能を担う検討主体は委員会等のほかにも、会派、3人以上の議員

など多様である。多様な政策課題に対応するためには、これらの検討主体もより多様であることが望まれる。

- 政策立案機能と議員定数は関連性が薄い。
- 市長は一人でも多様な意見を聞き入れることで多様性を担保している。とすれば、多様性＝議員数ではないのではないか。
- 執行者であり、独任性である市長を多様な視点から監視するために合議制の議会がある。

【討議経過及び結果】

「委員会による詳細審査（委員会中心主義）」という実態を踏まえ、委員会審査の充実を念頭に定数のあり方を検討してきた監視機能に比べ、政策立案機能の向上に当たっては、常任委員会（政策討論会分科会）をはじめ、特別委員会、会派、自治法第112条第2項に基づく一定数の議員^(※)など、多様な検討主体が想定されるという側面があり、検討主体を構成する議員数も多様であるがゆえ「政策立案機能の向上と議員定数との関連性は示しにくいのではないか」との意見が出された。

しかしながらこれらの意見と同時に、「多様な政策課題に対応するためには、多様な検討主体による活動が必要である」との考えも示されたところであり、市民福祉向上のため、多様な政策課題の解決に向けた目標を設定し、計画的な活動を推進しようとする当市議会の今後のあり方なども踏まえれば、政策立案機能を向上させるためには、多様な主体が多様な政策サイクルを並行して作動させることも想定する必要がある。当然そこでは議員個々の調査研究、検討主体による充実した討議、政策過程全般への市民参加などを通して、各々の検討主体が政策を練り上げていくことになる。

このような政策立案活動の広がりを見れば、「定数の増員も考えられるのではないか」との考えが一部委員より示された。当該意見に対し、理解を示す声もあったが、「当委員会では、政策立案機能の向上に当たり、まだ十分な議員活動をやりきれていないとの総括をしており、まずはこの前提条件に立ち、現状の取り組みを拡充し、機能向上を図るべきである」との意見が示されたところである。

以上のような議論を踏まえ、意見集約をしたところ、「検討主体の多様化は、議員一人一人が複数の役割を同時並行的に担うことを想定している。現状の総括を踏まえれば、現行の定数において、議員活動の拡充を図るべきである」との考えが大勢を占め、**一部委員を除き、現行の議員定数を維持すべきである点について一定の集約が図られた。**

※議員による議案提出は、定数の1/12以上の賛成が必要とされており、当市議会では3名以上による提出が要件となる。

■総合的視点からの整理

上記のとおり、議員定数のあり方について、協働型議会を支える各機能（民意吸収、監視、政策立案）の向上を念頭におき検討してきたところであるが、改めて総合的な視点から当委員会で検討してきた議員定数のあり方を整理・確認した。

ア 議会活動及び議員活動の量的拡充の必要性

議会活動及び議員活動の総括では、本市議会の取り組みは道半ばであり、議会改革のさらなる推進により、協働型議会を支える機能面を拡充し、議会活動の活性化を図るとともに、それに伴い議員一人一人の活動も拡充する必要があることを確認してきたところである。このようなことから、議員定数については、「議会活動及び議員活動のさらなる拡充」という前提条件を踏まえ、検討してきたものである。

イ 議会活動及び議員活動による市民福祉向上への寄与

さらには今後の活動の展望として、議会が市民福祉の向上に寄与することをより意識した取り組みを推進する必要があることを確認し、議会改革に留まらない実質的な議会機能の向上を図るため、多様な観点（多様な民意の吸収、充実した討議の推進、多様な主体による政策サイクルの同時並行的推進など）から議員定数のあり方について検討してきた。これらの検討結果については、委員会として全会一致とはならなかったものの、いずれの論点においても、現行の議員定数を維持すべきとの考えが大勢を占めたものである。

ウ 議会機能を担う他の資源との関係

また、議会機能を担う他の資源の現状や議員定数との関係性も踏まえ、検討してきたところである。

㊦ 市民参加による補完機能

議会への市民参加については、住民自治を促進する上で極めて重要であり、監視機能や政策立案機能を高める上でも、多様な市民参加を得ながら、議会が意思決定をしていく必要がある点について確認をしてきた。

その上で、議員定数との関係で市民参加のあり方を検討したが、多様な市民の代表として選出され、自治体の意思決定に直接かかわる責務を有する議員といわゆる一般の市民は役割が異なるとの考えが示された。このようなことから、「議会への市民参加を促進し、議会機能を高めることは重要であるが、市民が議員を代替するものではない」との考えが大勢を占めたものである。

① 議会事務局をはじめとした議員・議会補佐機能の活用

議会機能を構成する資源の一つと考えられる、議員・議会補佐機能については、本市議会においても、議会事務局と一体となり、議会改革に取り組むとともに、専門的知見の活用を図るなどして、議会機能の向上に努めているところである。

今般の定数の議論において、議会事務局機能の拡充による議員定数削減の可能性について意見が出されたが、現状では、議会事務局職員も執行機関の職員と同様に行政改革の論理による抑制基調の定員管理に組み込まれ、職務もローテーションされている状況にあり、質量ともに飛躍的な向上が望める状況にはない。議会機能を高める上で、議会事務局をはじめとした議員・議会補佐機能を高めることは重要であり、また、今後の課題であると認識するものの、現状において、議員定数の削減を担保し得る状況にはないと考えられる。

【まとめ】

各機能の向上に当たっては、いずれも現行の定数を維持すべきとの考えが大勢を占めたところである。これまでの議論において、一貫して議員定数の削減を主張する声もあったものの、各機能における検討結果や、総合的な視点からの整理を踏まえれば、多様な市民の代表として、議員が市民福祉の向上に寄与していくためには、現行の定数を維持すべきであるとの考えで、一定の集約が図られたものである。

② 議員報酬のあり方

当市議会では、議会が二元代表制の一翼を適切に担い、市民福祉の向上や公正で民主的な市政の発展に寄与していくため、平成 20 年に議会基本条例を制定したところであり、本条例において当市議会は「未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていく」ことを決意し、市民とともに歩む協働型議会としての取り組みを推進しているところである。これらの活動をさらに推進していくためには、議会基本条例第 3 条「議員の活動原則」に規定されているとおり、その構成員である議員一人一人が、みずからの責務を十分に認識し、自己の資質を高める不断の研鑽により、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすることや、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること、さらには議員間の自由な討議を重んじ、機関としての適切な意思決定に関与していくことが求められる。

当委員会では、これら議会や議員に求められる役割や責務を十分に踏まえながら、これらを円滑に推進するための一つの条件整備として位置づけ、「当市議会の議員報酬にはどのような要素が担保されるべきなのか」という視点から、そのあり方を検討してきた。

検討の際の論点とこれらを踏まえた現状認識は以下のとおりである。

ア 二元代表制の一翼として、「機関としての」役割を適切に果たす議会を構成する議員報酬のあり方

地方分権の進展による議会の役割の増大、それに伴う議員活動の変容（広がり）を自覚し、市民福祉の向上に向けて、議会の権能を適切に発揮するべく能動的に活動する議員が求められている。

議員は、市民の代表として自治体の意思決定に関与するという重責を担っていることを認識し、議員活動を今以上に拡充するとともに、これを前提とした議会活動に取り組み、「機関としての」役割を適切に果たしていく必要がある。議員がこのような活動に誇りと責任を持って取り組む上で必要となる報酬が担保されるべきである。

イ 市民福祉の向上に実質的に寄与しうる議会活動や議員活動を踏まえた議員報酬のあり方

市民福祉の向上に実質的に寄与していくためには、今以上に議会活動や議員活動の活動量をさらに拡充するとともに、その質を高めていく必

要がある。

議員活動量実態調査における活動量上位者の現状を踏まえれば、少なくとも今後の議会活動を担保するためには、「非常勤ではない、常勤に近い」活動量が必要になることは明白であるし、「協働型議会」の機能をバージョンアップしていくことを踏まえれば、当初想定していた議員活動日数モデルを超えることも想定される。このような議員活動の動向も踏まえた報酬であるべきである。

ウ 非効率的な性格を有する議員活動を踏まえた報酬のあり方

議員報酬の対象となる議員活動の実際は、多様な活動（役務）が不規則に入り混じり構成されており、実質的に1日を要する活動であったとしても、役務としては数時間であるなど、必ずしも効率的に役務に従事できるものではない。

時間の不規則な会議に出席し、調査先の都合に合わせて調査研究に赴き、突然の市民相談に対応するなどして1日を過ごしたとしても、その合間には、移動時間や、実際は自由にならない時間が生じるため、結果的に役務に従事した時間のみを積算すると半日分に過ぎない、ということもある。その一方で、議員活動の広がりとともに、役務を予定していない時間であっても、常に活動を要請される可能性を含み、相応の心構えを要するのが市民の代表である議員の特徴であると考えられる。このような議員活動の実際を踏まえた報酬であるべきである。

エ 幅広い層の多様な市民が議員として活動できる、また今後議員になってみようと思える、そのための条件整備としての議員報酬のあり方

住民代表機関としての議会が、多様な民意を踏まえた意思決定をしていくためには、幅広い層の市民が議員に選出されることが理想的である。しかし、現実的には、当市議会は、若者や女性、子育て世代のサラリーマンなども含めた幅広い層の市民が偏りなく選出されているとは言い難い。また、全国では議員選挙に当たり、立候補者が定数に満たない自治体もあり、議員のなり手不足も指摘されている。

このような実態を踏まえれば、多様な市民が議員として活動するための条件整備を図る必要があると考えられ、報酬面においては、仕事を辞めて議員になろうとする市民であっても、家庭生活を営みながら、安心して議員活動が行える報酬が担保されるべきである。

【まとめ】

協働型議会を支える議会機能の向上という点において、現状の議員活動には課題があり、市民の期待に応えていくためには、これまで以上に議員活動を充実していく必要があるという点を確認してきた。その一方で、市民の声を起点として、政策課題への認識を深め、議会としての意思決定をし、市政に関与する機会も、徐々にではあるがふえてきた。

これらの活動を拡大していくためには、議員一人一人が市民の代表としての責務を深く認識するとともに、多様な市民意見の吸収や、これらを踏まえた調査研究に取り組むなど、議会の「機関としての」意思決定を想定した議員活動を拡充する必要がある。

これらの取り組みを想定すれば、議員活動はおのずと非常勤ではない、常勤的な活動が要請されるため、これらを担保しうる議員報酬が求められるものとする。また、これらの議員活動を推進しようとするれば、当該活動に付随する経費的支出も発生するが、議員個々の活動については、議員報酬でこれらを賄う必要がある。このようなことを踏まえれば、議員報酬の定義は、いわゆる議員活動という役務の対価であるが、概念的には「生活給的な意味合い」、「議員活動のさらなる拡大に伴う支出への対応」という要素も持ち合わせる必要があると考えられる。

このような議員報酬の考え方は、今後の議会を担う議員が、多様な市民属性から選出され、議員活動に安心して取り組めるようにするための条件整備として、踏まえるべき重要な視点であると確認したところである。

その一方で、この間の議員報酬の変遷を見ると、平成8年4月に改定された議員報酬月額（506,000円）を境に減額傾向にあり、本市議会が平成20年に議会基本条例を制定し、市民の負託に応えるべく、活動を活性化させてきた中においてもその傾向は続いているところである（現状は447,000円）。現状においても、常勤的な議員活動を要請される本市議会では、一般的な会社員などとの兼業が困難であることから、議員報酬のみで家庭生活を営むとともに、議員活動に付随する経費への支出、次期選挙に向けた活動資金の確保などに対応せざるを得ない場合もあり、議員活動に苦慮しているとの声も聞こえるところである。

このような議員報酬や議会活動の実態を踏まえつつ、今後のさらなる議員活動の拡充や多様な市民属性を代表する議員の誕生を想定すれば、現状の議員報酬は必ずしも十分とは言えないものと考えられる。

(5) 市民との意見交換会を踏まえた再確認

平成 27 年 5 月 7 日から 13 日にかけて、第 14 回市民との意見交換会が市内 15 地区で開催され、当委員会における調査研究内容について市民に報告し、意見をいただいたところである。その内容は、議員定数や議員報酬の考え方に対する意見が中心であった。(別紙、表 2 のとおり)

これらを踏まえ、当委員会では、以下の論点について討議・再確認をしたところである。

【市民意見を踏まえた論点】

- 人口減少や税収の減少を踏まえた議員定数の検討
- 議員報酬に係る「生活給的な意味合い」の考え方

① 人口減少や税収の減少を踏まえた議員定数の検討

議員定数は、これまで地方自治法により、人口段階別に上限数が設けられ、その範囲において条例で定められてきたが、平成 23 年 5 月の地方自治法の一部改正により、当該制限が廃止されたため、地方議会は各々の実情を踏まえ、自主的な判断により、議員定数を決定することとなったものである。

当委員会においては、一部委員より「人口が減少していることを踏まえ、議員定数も減じるべきではないか」との意見が出されたところであり、市民との意見交換会においても、同趣旨の意見が市民より出された経過にある。

人口減少は地方自治体の重要な財源である税収にも大きな影響を与えるものであり、議会も地方自治体の一部をなすものである以上、これを無視して、議員定数のあり方を検討することはできない。その一方で、人口減少や少子高齢化という社会問題に起因する地域の課題はむしろ増加傾向にあり、市民の代表である議員はこれらの課題解決に向けて、役割を果たすべき存在である。当委員会では、人口減少やそれに伴う税収の変化を踏まえた議員定数検討の必要性に留意しつつ、住民自治の根幹である議会の機能を維持・向上させることを第一義としながら、議員定数のあり方を検討してきたところである。

当市の議員定数と人口の変遷及び、一般会計に占める議会費の割合の変遷は以下、表 1 のとおりである。

表 1 議員定数と人口の変遷及び、一般会計に占める議会費の割合の変遷

【議員定数と人口の変遷】

年月	議員数	人口	備考
H15. 10. 1	30 人	116, 737 人	合併前
H16. 11. 1	45 人	123, 718 人	北会津村と合併
H17. 11. 1	61 人	131, 342 人	河東町と合併
H19. 11. 1	30 人	129, 379 人	合併後初選挙後
H26. 11. 1	30 人	122, 730 人	

【一般会計に占める議会費の割合の変遷】

年度	一般会計歳出 (決算額)	議会費 (決算額)	一般会計に占める議会費の割合
H22 年度	45, 620, 249, 410 円	371, 808, 057 円	約 0. 8%
H23 年度	46, 911, 854, 207 円	484, 257, 809 円	約 1. 0%
H24 年度	53, 940, 085, 640 円	442, 687, 475 円	約 0. 8%
H25 年度	46, 919, 882, 923 円	414, 889, 550 円	約 0. 9%

上記のとおり、本市の人口は合併により増加した後、逡減傾向にある。また、一般会計に占める議会費の割合は、ここ数年ほぼ横ばいである。

当委員会では、以上のような点も踏まえつつ、当市議会が志向する協働型議会を支える各機能の向上を念頭に議員定数のあり方を検討した結果、現段階においては、人口減少を理由に議員定数を削減すべきではないとの認識に至ったところであり、当該論点は今後の人口推移を注視しながら引き続き検討すべき事項であることを再確認したものである。

② 議員報酬に係る「生活給的な意味合い」の考え方

市民との意見交換会において、議員報酬に係る「生活給的な意味合い」について質問がなされたことから、当委員会の考えについて再確認をしたところである。

当委員会では、議員報酬は「議員活動という役務の対価」という前提を踏まえつつ、議会活動及び議員活動の実態と照らし合わせながら、議員報酬に担保されるべき要素について認識を深めてきた。

ここでは、第一義として、議会が二元代表制の一翼としての役割を果たすことが求められている中で、その構成員たる議員は、市民の代表として

市政に関与するという重責を担っているということを鑑みた議員報酬が担保されるべきである点を確認したものである。

その上で、これら議員の責務を果たすための活動を推進しようとするれば、市民の声を聞く活動や、広範多岐にわたる課題の解決に向けた調査研究の実施、これらを踏まえた政策討論会などにおける政策を練り上げるための活動など、議員活動はおのずと今以上に質・量ともに拡充していく必要があると認識したところである。このようなことを踏まえれば、例えば一般的なサラリーマンが、夜間や休日など仕事の合間に議員活動を行い、当市議会議員に求められる活動を遂行することは、質・量的に非常に困難であり、平日の日中帯にも議員活動を行う必要性が出てくるものと考えられる。

このようなことから、就労状況や職種、就業形態などにかかわらず、多様な市民が議員として活動できる報酬を担保すべきであるという考えから「生活給的な意味合い」の必要性を確認したものである。

なお、ここで言う「生活給的な意味合い」とは、「生活するために議員になる」という収入を得る手段として議員になることを想定するものではなく、議員が果たすべき責務や議員活動の実態を踏まえつつ、これらの活動を幅広い層の多様な市民が取り組める（つまり議員になろうとすることができる）ことを想定した際の環境整備として、「生活給的な意味合い」の必要性を認識したことを再確認するものである。

以上のとおり、市民との意見交換会で出された意見を踏まえた討議を行い、当委員会の考えを再確認したものである。

表2 第14回市民との意見交換会で出された市民意見の結果（議会活動、議員活動等）

項目	班	地区	市民の発言内容	議会（議員）の発言内容
議会全般	4班	城北	（議会報告の）資料を見ると議員が一生懸命やっていることはわかるが、具体的に何をどうしているかわからない。なぜかという使用されている言葉が分かりにくい。分かれるかわからないので意味を教えてほしい。通じない言葉で市民要望を伝えても議員には伝わらない。共通の言葉が必要であり、お互いに理解した上で話をしないとわからない。	協働型議会は会津若松市議会が目指す議会のことを指し、具体的には、当局を監視すること、市民の声をもとに取り組む市民参加、そこから研究して当局への政策提言を行うことの3点である。
議会活動	4班	謹教	議会はそれをチェックする機能ではないのか。また今年の大雪の時の対策も遅れたのではないか。	市の借入金には特別会計にもある。チェック機能が本来議会の機能として必要だというのはその通りだと思う。
議員活動	2班	河東	政務活動費は必要か。	必要と考えている。使い方は各会派で決めている。
	1班	門田	議員定数削減の件を詳しく聞きたい。	議員定数については、議会制度検討委員会において本来、議会の果たすべき役割である住民福祉の向上のため、どのような役割や機能が必要かについて議論された。主に①監視機能 ②公聴機能 ③政策立案機能の三点について集中的に議論され、これらの機能を果たすためには現在の定数である30名が必要であるとの結論に至ったものである。
議員定数	1班	門田	定数と人口をどのように検討してきたのか。	人口の減少については、特に議論の対象とはしていない。ただ、現在の会津若松市の人口は12万3千人程度である。10年前、北会津町と河東町と合併し、13万2千人と1万7千人ほど人口が増えたが、定数は増やさず30名とした。確かに合併以降、1万人ほど人口が減少しているが、合併前の人口は11万5千人ほどであり、当時よりは人口としては多い状態である。
	1班	門田	議員報酬や議員定数について、率直な気持ちで議員から聞きたい。	各議員それぞれ考えはあると思うが、議会としては議会制度検討委員会の報告を全体会で確認したところである。
	1班	門田	議会制度検討委員会は議員だけでなく市民を参加させてやるべきである。	2名の公募市民に参加していただき検討してきた。

表2 第14回市民との意見交換会で出された市民意見の結果（議会活動、議員活動等）

項目	班	地区	市民の発言内容	議会（議員）の発言内容
議員定数	1班	門田	<p>税収も減っていく傾向にある。定数を減らして報酬は高くという検討はしなかったのか。</p>	<p>議会制度検討委員会の議論があったことも含めて今回の決定に至った。</p>
	2班	河東	<p>議員定数について他の市と比べて人口割で比較するとどうなのか。</p>	
	4班	謹教	<p>職員数のスリム化、人口減少の中で議員定数が現状のままでは残念な考えである。また議員削減の陳情の不採択についてが事実誤認があっても考え方については間違っていないのではないのか、議会も前向きに考えざるべきである。</p>	<p>定数問題についての議会の主要な意見は、削減ありきの論理ではなく、どのような議会を目指すのか考えようというものである。職員は効率性であり、行政と議会は違いう。これまでの30名でさえも市民の声を聞くことができている中で、単なる削減だけが論理ではない。</p>
	4班	謹教	<p>人口減少に向けて削減が必要ではないのか。25人にすべきである。</p>	
	5班	鶴城	<p>議員定数は市の人口割合に比例して配分が決まるのではないのか。現在の議員定数は適正なのか。</p>	<p>今までは人口に比して何人、という形で地方自治法で定められていたが、法律が改正された。各自治体で決められるようになった。本市議会では、報告のとおり、これからやらなければならぬ課題を考えれば現状維持であるとまとめたところである。</p>
5班	町北・高野	<p>議員報酬の考え方について。議員数は減らさないほうがよい。議員一人当たりの報酬は減ることになるが、議会費4.4億円の総額予算の範囲で議員を増やすべきでないのか。市民が議員定数を減らせと言う理由を、どう捉えるのか。議員はいろいろな言う者はいない。議員は多ければ多いほど市民の意見を代弁してもらえらる。</p>	<p>まず、議会費4.4億円のうち議員報酬歳費は2.1億円であり、残りは議会としての活動や広報紙発行に使われていることを説明。その上で議会制度検討委員会の中で定数の議論をしてきた経過を説明。 定員50人、過去に合併後の議員数が61名となった経験がある。4つの委員会に15人、16人という状態となり、その時に総論は賛成だが各論反対でなかなかまとまらないという経験を積んだ。議員をふやせば市民のご意見を聞く機能が向上するというのは確かだと思うが、それに伴う報酬の減については、次のご意見の回答に併せて回答する。</p>	

表2 第14回市民との意見交換会で出された市民意見の結果（議会活動、議員活動等）

項目	班	地区	市民の発言内容	議会（議員）の発言内容
議員定数	5班	町北・高野	市民からの議員を減らせとの意見は予算上の問題と思うが、それ以外の意見はあるのか。そんな人はいないのではないか。総額予算2.1億円の中で議員数を決めていけば良いのではないか。	予算上の問題以外の意見もある。例えば、議員は何をやっているかわからないので必要ないというものや、行政改革の視点から、議員自ら身を切るべきでないか等の意見がある。
	2班	河東	議員報酬について「生活給的な意味合い」としているが、365日活動しているかという点、半年も活動していないのが実態である。それなのに「生活給的な意味合い」というのはおかしい。あくまでも報酬は報酬である。	ご意見として伺う。
	2班	河東	議員報酬について、矢祭町の現状はどうなっているのか。	情報は無い。
議員報酬	2班	河東	通常のサラリーマンは年間240日くらい働いている。議員も本会議や調査、研修などいろいろな活動をしているが、実際240日くらい活動をしているのか。議員報酬は「生活給的な意味合い」があるとの考え方があったが、子育て世代が4年ごと改選の選挙がある議員として立候補していくのに、今の報酬で本当に十分なのかどうか、議会全体として話し合っていると思う。ご意見を伺いたい。	ご意見として伺う。
	4班	謹教	報酬等審議会は開催されているのか。	平成24年度に開催されている。
	4班	城北	市長報酬は削減しているが、議員は削減しないのか。	議員報酬については報酬等審議会において審議している。これまでも7%削減をしている。
	5班	鶴城	議員報酬の考え方を以前の意見交換会で伺った。また、本日も報告をいただいた。個人的に現在の議員報酬は決して高くはないと思う。	

表2 第14回市民との意見交換会で出された市民意見の結果（議会活動、議員活動等）

項目	班	地区	市民の発言内容	議会（議員）の発言内容
議員報酬	5班	町北・高野	議会制度検討委員会の報告から、歳費について生活給的な意味合いの表現があるが、適切な表現でないと感じる。その背景を伺いたい。	議員は24時間議員で緊急対応する場もある。議員として職を全うする意味で職を辞めて議員になる方もいる。現在、兼業の方もいるが、昼間サラリーマンのような仕事をしながらの議員活動は不可能であると実感している。議員が生活をしていくために報酬がこれだけ必要だという意味ではない。しかし、議員には家族を養い生活をする必要があり、しっかり議員活動、議会活動をするための十分な報酬が必要ではないかと考えている。生活給的な意味合いでいうと地方自治法では歳費と呼んでいる。この歳費、給与という考え方もこれから検討の必要があるという点では出ているが、まだ十分ではない。誤解を与えないことではないかというご意見を真摯に受け止め、議会制度検討委員会で深めていく。
議員報酬定数	4班	謹教	議員定数について、人口10万人位で25人程度でいいのではないかと。議会報告に政務活動費が出ていないが、これからは人口減に対し定数削減、報酬についても議論すべきである。	

Ⅲ 今後の方向性

当市議会では、平成 20 年に議会基本条例を制定し、議会への積極的な市民参加を得ながら、多様な市民意見を市政に反映し得る合議体としての議会づくりに取り組んできたところではあるが、これらの取り組みに終わりはなく、今後も継続的に推進していく必要がある。

地方分権の進展により、人口減少、少子高齢化問題などをはじめ地域にある多種多様な問題への対応を求められる中であって、当市議会は今後も不断の議会改革に取り組み、さらにはこれらを踏まえた政策づくりを推進することにより、時代の要請に応え、市民福祉の向上に寄与しうる成果を継続的に市民の皆様に向けていく必要がある。このようなことを踏まえれば、当市議会は、真に市民に求められる議会を目指して、そのあり方を絶えず検討するとともに、活動を検証していくことが重要であると考えられる。

今回の報告は、当委員会において検討してきた内容であるが、あくまで現状の到達点として取りまとめたものであり、議会活動や議員活動のあり方、市民との情報共有のあり方、さらには、議会活動や議員活動を支える議員定数・議員報酬のあり方などについては、引き続き議会として検討していくとともに、市民の皆様とも情報共有を図りながら、今後もさらなる議論を深めていく必要があると認識するものである。

Ⅳ 次期議会への申し送り事項

今後の方向性を踏まえ、以下の通り取りまとめたものである。

(1) 議会活動の計画的推進のあり方

議会は、議会運営の改善に取り組むだけでなく、その結果により充実した機能等を活用して、市民意見を起点とした監視や政策提案に取り組み、政策課題の解決を図るなど市民福祉の向上に寄与することが求められている。

政策課題の解決に向けた取り組みと、その条件整備としての議会運営の改善といった関連する 2 つの取り組みを着実に進めるためには、当該取り組みに係る目標や目標達成のための具体的な活動内容、さらにはこれらの進捗を管理・評価するための指標等を明らかにし、計画的に取り組む必要があることから、そのあり方について検討する必要がある。

(2) 市民参加機能の充実

市民自身が政策の立案、決定、監視、評価等にかかわり、市民本位の市政が運営されていくことが、市民満足度や市民福祉の向上、ひいては住民自治の促進につながるものと考えられる。

このような視点に立てば、政策過程における目標設定段階や評価の段階も含め、政策過程全体に市民参加を組み込み、これらを踏まえた意思決定を議会がしていくことが重要であることから、議会への市民参加のあり方についてさらなる検討が必要である。

(3) 議会活動や議員活動の見える化の推進

今期議会では、議会白書の発行等を通して、議会活動や議員活動の見える化に取り組んできたが、議会への市民の理解や参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報とはどのようなものか、絶えず検討していく必要がある。

今後も議会白書や議会広報の活用、ICT（情報通信技術）の活用などを通して、議会活動の内容について市民にわかりやすく説明するなど、議会活動のさらなる見える化に努める必要がある。

(4) 議会（議員）評価のあり方の検討

議会活動・議員活動の現状の到達点を理解し、さらなる改善につなげていくためにも、議会・議員による自己評価にとどまらず、有識者等による評価、議会モニターなど市民による第三者評価など、多様な主体による評価の必要性を認識してきたところである。

議会（議員）評価は、議会（議員）活動の議論において、焦点化されやすい議員定数や議員報酬を検討する上でも、有効なツールになり得るものであり、評価の段階や項目、活動指標や成果指標など、適切な評価を可能とするあり方などについて、今後検討が必要である。

(5) 議員定数・議員報酬のあり方の検討

今期議会では、議会活動や議員活動を行うための条件整備として、議員定数・議員報酬を捉え、そのあり方を検討してきた。

当市議会は議会基本条例を制定し、多様な市民意見を市政に反映し得る合議体としての議会づくりに取り組んできたところであるが、今後も不断の議会改革に取り組むことを通して住民自治を促進し、さらには市民福祉の向上に寄与するべく、活動の推進が求められる。

一方、市民との意見交換会等で、人口減少社会における議員定数についての課題提起もあったところである。

このようなことを踏まえれば、目指すべき活動を支える議員定数・議員報

酬のあり方についても、当該活動と関連性を持ちながら、今後の人口の推移も注視しつつ、検証を継続するとともに、その結果を市民にも届け、市民とともに議論を重ねていく必要がある。

V 取り組み経過一覧

年	月 日	内 容
23年	10月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	10月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会制度検討委員会最終報告の確認）
平成24年	4月11日	<input type="checkbox"/> 自主研究（具体的テーマの確認・決定、委員の公募、議会制度検討委員
	5月1日	会活動の中間総括、今後の進め方）
	5月28日	◎市民委員の公募開始
	6月4日	<input type="checkbox"/> 自主研究（公募委員の選定方法、今後の進め方）
	7月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（公募委員の選定）
	7月31日	<input type="checkbox"/> 自主研究（福島町議会「議会白書」の事例研究）
	8月8日	◎先進事例研究セミナー（福島町議会・溝部幸基議長＝福島町議会に おける「議会白書」の取り組み）
	8月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（福島町議会「議会白書」事例研究の総括、今後の進め方）
	10月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」に係る課題の整理と方向性の決定）
	11月14日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
	11月21日	◎政策研究セミナー（法政大学法学部・廣瀬克哉教授＝議会活動・議 員活動の見える化について）
	12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、「見える化」の内容、 今後の進め方）
		<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
平成25年	1月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
	2月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（(仮称)「見て 知って 参加するための手引書～会津若 松市議会白書 平成25年版」の内容）
	4月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（(仮称)「見て 知って 参加するための手引書～会津若 松市議会白書 平成25年版」の内容、議会制度検討委員会活動の中 間総括）
	5月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（(仮称)「見て 知って 参加するための手引書～会津若 松市議会白書 平成25年版」の内容）

年	月 日	内 容
平成25年	6月28日	□自主研究（(仮称)「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容）
	7月18日	□自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括）
	8月27日	□自主研究（前期議会からの申し送り事項）
	12月20日	□自主研究（今後の調査研究、市民委員の公募）
平成26年	1月20日	□自主研究（議員報酬・議員定数等の妥当性の検証、市民委員の公募、政策研究セミナー）
	2月26日	□自主研究（公募委員の選定、今後の調査研究）
	3月28日	◎公募委員との初顔合わせ ◎政策研究セミナー（山梨学院大学法学部・江藤俊昭教授＝「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」の検証についてのアドバイス及び最近の議員報酬・定数に関する全国的な動きなどの情報提供）
	4月16日	□自主研究（政策研究セミナーの総括、政策研究に係る中間報告(案)、今後の進め方）
	5月1日	□自主研究（会津若松市議会白書、議会活動・議員活動等の検証）
	5月23日	□自主研究（会津若松市議会白書、議会活動・議員活動等の検証）
	6月12日	□自主研究（会津若松市議会白書）
	7月1日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、今後の進め方）
	7月17日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、議員活動実態調査、今後の進め方）
	8月8日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、政策研究セミナー）
	8月23日	◎政策研究セミナー（山梨学院大学法学部・江藤俊昭教授＝市民の負託に応え得る議会活動及び議員活動のあり方）
	9月3日	□自主研究（政策研究セミナーに係る総括）
	10月7日	□自主研究（議員活動実態調査、住民満足度を高める成果のあり方）
	10月23日	□自主研究（議員活動実態調査、政策研究に係る中間報告）
11月12日	□自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方、議会白書の発行）	

年	月 日	内 容
平成 26 年	12月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）
	12月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）
平成 27 年	1月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）
	1月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市民福祉向上に寄与する議会のあり方、議員定数・議員報酬のあり方）
	2月10日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	2月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	3月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前回会議における修正事項の確認、市民との意見交換会に向けた報告内容の整理）
	4月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市民との意見交換会に向けた報告内容の整理）
	5月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市民との意見交換会を踏まえた委員間討議）
	6月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（最終報告に向けた内容整理）
	6月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（次期議会への申し送り事項、会津若松市議会白書平成27年版について）